

○ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）（第一条関係）【令和九年四月一日施行】	1
○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）（第二条関係）【令和九年四月一日施行】	9
○ 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）（抄）（第三条関係）【令和九年四月一日施行】	12
○ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（第四条関係）【令和九年四月一日施行】	15
○ 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十三号）（抄）（第五条関係）【公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日施行】	16
○ 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）（抄）（附則第十三条関係）【公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日施行】	17
○ 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第三百十号）（抄）（附則第十五条関係）【令和九年四月一日施行】	18
○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（抄）（附則第十六条関係）【令和九年四月一日施行】	20
○ 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）（抄）（附則第十七条関係）【公布日施行】	22
○ 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抄）（附則第十八条関係）【公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日施行】	23
○ 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（抄）（附則第二十条関係）【公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日施行】	33
○ 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号）（抄）（附則第二十一条関係）【令和九年四月一日施行】	34
○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（附則第二十二条関係）【公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日施行】	35
○ 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十四号）（抄）（附則第二十四条関係）【令和九年四月一日施行】	37

改 正 後	改 正 前
第八条の二 休業補償給付、複数事業労働者休業給付又は休業給付（以下この条において「休業補償給付等」という。）の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額（以下この条において「休業給付基礎日額」という。）については、次に定めるところによる。 一 （略） 二 一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下この条及び第四十二条第三項において「四半期」という。）ごとの平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における毎月きまつて支給する給与の額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の一箇月平均額をいう。以下この号において同じ。）が、算定事由発生日の属する四半期（この号の規定により算定した額（以下この号において「改定日額」という。）を休業給付基礎日額とすることとされてい （以下省略）	第八条の二 休業補償給付、複数事業労働者休業給付又は休業給付（以下この条において「休業補償給付等」という。）の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額（以下この条において「休業給付基礎日額」という。）については、次に定めるところによる。 一 （略） 二 一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下この条及び第四十二条第二項において「四半期」という。）ごとの平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における毎月きまつて支給する給与の額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の一箇月平均額をいう。以下この号において同じ。）が、算定事由発生日の属する四半期（この号の規定により算定した額（以下この号において「改定日額」という。）を休業給付基礎日額とすることとされてい （以下省略）

第十六条の二 遺族補償年金を受けることができる遺族は、労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、労働者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、配偶者以外の者にあつては、労働者の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一 父母又は祖父母については、六十歳以上であること。

二・三 (略)

四 前三号の要件に該当しない子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、厚生労働省令で定める障害の状態にあること。

②・③ (略)

第十六条の三 (略)

②・③ (略)

第十六条の四 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

第十六条の二 遺族補償年金を受けることができる遺族は、労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、労働者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）以外の者にあつては、労働者の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）は、六十歳以上であること。

二・三 (略)

四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、厚生労働省令で定める障害の状態にあること。

②・③ (略)

第十六条の三 (略)

②・③ (略)

④ 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が妻であり、かつ、当該妻と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合において、当該妻が次の各号の一に該当するに至つたときは、その該当するに至つた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

一 五十五歳に達したとき（別表第一の厚生労働省令で定める障害の状態にあるときを除く。）。

二 別表第一の厚生労働省令で定める障害の状態になり、又はその事情がなくなつたとき（五十五歳以上であるときを除く。）。

第十六条の四 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。この場

この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

一五 (略)

六 第十六条の二第一項第四号の厚生労働省令で定める障害の状態にある子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（父母又は祖父母については、労働者の死亡の当時六十歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は労働者の死亡の当時六十歳以上であつたときを除く。）。

② 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

第三十五条 第三十三条第三号に掲げる者の団体又は同条第五号に掲げる者の団体が、当該団体の構成員である同条第三号に掲げる者及びその者に係る同条第四号に掲げる者又は当該団体の構成員である同条第五号に掲げる者の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害（これらの者のうち、住居と就業の場所との間の往復の状況等を考慮して厚生労働省令で定める者にあつては、業務災害及び複数業務要因災害に限る。）に關してこの保険の適用を受け、徴収法第三十三条第一項に規定する業務であつてこの保険に係る保険関係に係るもの、業務災害の防止に關する活動に係る業務その他のこの保険に係る保険関係に係る業務を適切に実施することができるとして政府の承認があつたときは、第三章第一節から第三節まで（当該厚生労働省令で定める者にあつては、同章第一節から第二節の二まで）、第三章の二及び徴収法第二章から第六章までの規定の適用については、次に定めるところによる。

合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

一五 (略)

六 第十六条の二第一項第四号の厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父母又は祖父母については、労働者の死亡の当時六十歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は労働者の死亡の当時六十歳以上であつたときを除く。）。

② 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の一に該当するに至つたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

第三十五条 第三十三条第三号に掲げる者の団体又は同条第五号に掲げる者の団体が、当該団体の構成員である同条第三号に掲げる者及びその者に係る同条第四号に掲げる者又は当該団体の構成員である同条第五号に掲げる者の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害（これらの者のうち、住居と就業の場所との間の往復の状況等を考慮して厚生労働省令で定める者にあつては、業務災害及び複数業務要因災害に限る。）に關してこの保険の適用を受け、徴収法第三十三条第一項に規定する業務であつてこの保険に係る保険関係に係るもの、業務災害の防止に關する活動に係る業務その他のこの保険に係る保険関係に係る業務を適切に実施することができるとして政府の承認があつたときは、第三章第一節から第三節まで（当該厚生労働省令で定める者にあつては、同章第一節から第二節の二まで）、第三章の二及び徴収法第二章から第六章までの規定の適用については、次に定めるところによる。

一七七 (略)

② (略)

③ 第一項の承認を受けた団体（以下「承認団体」という。）は、同項の承認があつた後においても、政府の承認を受けて、当該承認団体についての保険関係を消滅させることができる。

④ 政府は、承認団体においてこの保険に係る保険関係に係る業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該承認団体に對し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

⑤ 政府は、承認団体が、この法律若しくは徴収法若しくはこれらの法律に基づく厚生労働省令の規定に違反したとき、又は前項の規定による命令に違反したときは、当該承認団体についての保険関係を消滅させることができる。

⑥ 第三十三条第三号から第五号までに掲げる者の保険給付を受ける権利は、同条第三号又は第五号に掲げる者が承認団体から脱退することによつて変更されない。同条第三号から第五号までに掲げる者がこれらの規定に掲げる者でなくなつたことによつても、同様とする。

第三十八条 保険給付又は第二十九条第一項各号に掲げる事業であつてこの保険の適用事業に係る労働者及びその遺族に対して行われるものとして政令で定める事業の実施に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

②・③ (略)

第四十二条 療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、複数事業労働者療養給付、複数事業労働者休業給付、複数事業労働者葬祭給付、複数事業労働者介護給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は、

一七七 (略)

② (略)

③ 第一項の団体は、同項の承認があつた後においても、政府の承認を受けて、当該団体についての保険関係を消滅させることができる。

(新設)

④ 政府は、第一項の団体がこの法律若しくは徴収法又はこれらの法律に基づく厚生労働省令の規定に違反したときは、当該団体についての保険関係を消滅させることができる。

⑤ 第三十三条第三号から第五号までに掲げる者の保険給付を受ける権利は、同条第三号又は第五号に掲げる者が第一項の団体から脱退することによつて変更されない。同条第三号から第五号までに掲げる者がこれらの規定に掲げる者でなくなつたことによつても、同様とする。

第三十八条 保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

②・③ (略)

第四十二条 療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、複数事業労働者療養給付、複数事業労働者休業給付、複数事業労働者葬祭給付、複数事業労働者介護給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は、

これらを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。ただし、これらの保険給付（二次健康診断等給付を除く。）の原因である事故に係る疾病が、その性質上、第十二条の八第二項に規定する災害補償の事由若しくは同条第四項に規定する給付を支給すべき事由に該当するものかどうか、第二十條の三第一項、第二十條の四第一項、第二十條の七第一項若しくは第二十條の九第一項に規定する給付を支給すべき事由に該当するものかどうか又は第二十二條第一項、第二十二條の二第一項、第二十二條の五第一項若しくは第二十四條第一項に規定する給付を支給すべき事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として政令で定めるものである場合には、当該保険給付を受ける権利については、この項本文中「二年」とあるのは、「五年」とする。

② 障害補償給付、遺族補償給付、複数事業労働者障害給付、複数事業労働者遺族給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から五年を経過したときは、時効によつて消滅する。

③ (略)

第四十六條 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者を使用する者、労働保険事務組合、承認団体、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四十八條第一項において「労働者派遣法」という。）第四十四條第一項に規定する派遣先の事業主（以下「派遣先の事業主」という。）又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六條第十三項に規定する船員派遣（以下「船員派遣」という。）の役務の提供を受ける者に対して、この法律の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

第四十八條 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当

これらを行使することができる時から二年を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、複数事業労働者障害給付、複数事業労働者遺族給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から五年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(新設)

② (略)

第四十六條 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者を使用する者、労働保険事務組合、第三十五條第一項に規定する団体、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四十八條第一項において「労働者派遣法」という。）第四十四條第一項に規定する派遣先の事業主（以下「派遣先の事業主」という。）又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六條第十三項に規定する船員派遣（以下「船員派遣」という。）の役務の提供を受ける者に対して、この法律の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

第四十八條 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当

該職員に、適用事業の事業場、労働保険事務組合若しくは承認団体の事務所、労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業の事業場又は船員派遣の役務の提供を受ける者の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②・③ (略)

第五十一条 事業主、派遣先の事業主又は船員派遣の役務の提供を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。労働保険事務組合又は承認団体がこれらの各号のいずれかに該当する場合におけるその違反行為をした当該労働保険事務組合又は当該承認団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。

一 第四十六条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出したとき。

二 第四十八条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十三条 事業主、労働保険事務組合、承認団体、派遣先の事業主及び船員派遣の役務の提供を受ける者以外の者（第三者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十七条の規定による命令に違反して報告若しくは届出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは届出をし、又は文書その他の物件の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出したとき。

二 第四十八条第一項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ

該職員に、適用事業の事業場、労働保険事務組合若しくは第三十五条第一項に規定する団体の事務所、労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業の事業場又は船員派遣の役務の提供を受ける者の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②・③ (略)

第五十一条 事業主、派遣先の事業主又は船員派遣の役務の提供を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。労働保険事務組合又は第三十五条第一項に規定する団体がこれらの各号のいずれかに該当する場合におけるその違反行為をした当該労働保険事務組合又は当該団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。

一 第四十六条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

二 第四十八条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第五十三条 事業主、労働保険事務組合、第三十五条第一項に規定する団体、派遣先の事業主及び船員派遣の役務の提供を受ける者以外の者（第三者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十七条の規定による命令に違反して報告若しくは届出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは届出をし、又は文書その他の物件の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

二 第四十八条第一項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若し

、若しくは忌避したとき。

三 第四十九条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、虚偽の報告をし、若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示をせず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十四条 法人（法人でない労働保険事務組合及び承認団体を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

② 前項の規定により法人でない労働保険事務組合又は承認団体を処罰する場合においては、その代表者が訴訟行為につきその労働保険事務組合又は承認団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

別表第一（第十四条、第十五条、第十五条の二、第十六条の三、第十八条、第十八条の二、第二十条の五、第二十条の六、第二十条の八、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十三條關係）

一、四（略）	
区 分 （略）	額 （略）
遺族補償年金	次の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に掲げる額 一 一人 給付基礎日額の一七五百分

くは忌避した場合

三 第四十九条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、虚偽の報告をし、若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示をせず、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第五十四条 法人（法人でない労働保険事務組合及び第三十五条第一項に規定する団体を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

② 前項の規定により法人でない労働保険事務組合又は第三十五条第一項に規定する団体を処罰する場合においては、その代表者が訴訟行為につきその労働保険事務組合又は団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

別表第一（第十四条、第十五条、第十五条の二、第十六条の三、第十八条、第十八条の二、第二十条の五、第二十条の六、第二十条の八、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十三條關係）

一、四（略）	
区 分 （略）	額 （略）
遺族補償年金	次の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に掲げる額 一 一人 給付基礎日額の一五三百分。ただし、五十五歳以上の妻又は厚生労働省

(略)	
二 四	(略)
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
二 四	令で定める障害の状態にある妻にあつては、給付基礎日額の二七五分とする。
(略)	(略)

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（遺族年金を受ける遺族の範囲及び順位） 第三十五条 遺族年金を受けることができる遺族の範囲は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、配偶者以外の者にあつては、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。 一 父母又は祖父母については、六十歳以上であること。 二・三 （略） 四 前三号の要件に該当しない子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、厚生労働省令で定める障害の状態にあること。 2・3 （略） （遺族年金の額） 第九十八条 遺族年金の額は、次の各号に掲げる遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、最高限度額と最終標準報酬日額の差額に、当該各号に定める日数を乗じて得た金額とする。 一 一人 百七十五日	（遺族年金を受ける遺族の範囲及び順位） 第三十五条 遺族年金を受けることができる遺族の範囲は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）以外の者にあつては、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。 一 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）は、六十歳以上であること。 二・三 （略） 四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、厚生労働省令で定める障害の状態にあること。 2・3 （略） （遺族年金の額） 第九十八条 遺族年金の額は、次の各号に掲げる遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、最高限度額と最終標準報酬日額の差額に、当該各号に定める日数を乗じて得た金額とする。 一 一人 百五十三日（五十五歳以上の妻又は厚生労働省令で定める障害の状態にある妻にあつては、百七十五日）

二〇四 (略)
2 (略)

(遺族年金の受給権の消滅)

第九十九条 遺族年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族年金を支給する。

一五 (略)

六 第三十五条第一項第四号の厚生労働省令で定める障害の状態にある子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（父母又は祖父母については被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時六十歳以上であつたとき、子又は孫については十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき、兄弟姉妹については十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は被保険者若しくは被保険者であつた者の死亡の当時六十歳以上であつたときを除く。）。

2 (略)

(時効)

第四百十二条 保険料等を徴収し、又はその還付を受ける権利及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族葬祭料、家族出産育児一時金、高額療養費、高額介護合算療養費、休業手当金、行方不明手当金又は第三十条の規定による給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によって消滅する。ただし、休業手当金の原因である事故に係る疾病が、その性質上、第八十五条第一項に規定する休業手当金を支給すべき事由に該当するものかどうかどう

二〇四 (略)
2 (略)

(遺族年金の受給権の消滅)

第九十九条 遺族年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族年金を支給する。

一五 (略)

六 第三十五条第一項第四号の厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父母又は祖父母については被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時六十歳以上であつたとき、子又は孫については十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき、兄弟姉妹については十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は被保険者若しくは被保険者であつた者の死亡の当時六十歳以上であつたときを除く。）。

2 (略)

(時効)

第四百十二条 保険料等を徴収し、又はその還付を受ける権利及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族葬祭料、家族出産育児一時金、高額療養費、高額介護合算療養費、休業手当金、行方不明手当金又は第三十条の規定による給付を受ける権利はこれらを行使することができる時から二年を経過したとき、その他の保険給付を受ける権利はこれらを行使することができる時から五年を経過したときは、時効によって消滅する。

かを容易に判断することができない疾病として政令で定めるものである場合には、当該休業手当金を受ける権利については、この項本文中「二年」とあるのは、「五年」とする。 2 前項に規定する保険給付以外の保険給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から五年を経過したときは、時効によつて消滅する。 3 (略)	附 則 (遺族年金に関する特例) 第四条 当分の間、被保険者又は被保険者であつた者の父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その収入によつて生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であつたもの（第三十五条第一項第四号に規定する者であつて、第九十九条第一項第六号に該当しないものを除く。）は、第三十五条第一項の規定にかかわらず、遺族年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第九十八条第一項中「遺族の人数」とあるのは「遺族（附則第四条第一項に規定する遺族であつて六十歳未満であるものを除く。）の人数」と、第九十九条第二項中「前項各号のいずれか」とあるのは「前項各号（第六号を除く。）のいずれか」とする。 2 前項に規定する遺族の遺族年金を受けるべき順位は、第三十五条第一項に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とする。 3 (略)
(新設) 2 (略) 附 則 (遺族年金に関する特例) 第四条 当分の間、被保険者又は被保険者であつた者の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その収入によつて生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であつたもの（第三十五条第一項第四号に規定する者であつて、第九十九条第一項第六号に該当しないものを除く。）は、第三十五条第一項の規定にかかわらず、遺族年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第九十八条第一項中「遺族の人数」とあるのは「遺族（附則第四条第一項に規定する遺族であつて六十歳未満であるものを除く。）の人数」と、第九十九条第二項中「前項各号のいずれか」とあるのは「前項各号（第六号を除く。）のいずれか」とする。 2 前項に規定する遺族の遺族年金を受けるべき順位は、第三十五条第一項に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とする。 3 (略)	附 則 (遺族年金に関する特例) 第四条 当分の間、被保険者又は被保険者であつた者の父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その収入によつて生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であつたもの（第三十五条第一項第四号に規定する者であつて、第九十九条第一項第六号に該当しないものを除く。）は、第三十五条第一項の規定にかかわらず、遺族年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第九十八条第一項中「遺族の人数」とあるのは「遺族（附則第四条第一項に規定する遺族であつて六十歳未満であるものを除く。）の人数」と、第九十九条第二項中「前項各号のいずれか」とあるのは「前項各号（第六号を除く。）のいずれか」とする。 2 前項に規定する遺族の遺族年金を受けるべき順位は、第三十五条第一項に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とする。 3 (略)

改 正 後	改 正 前
（特別遺族年金の受給者の範囲等） 第六十条 特別遺族年金を受けることができる遺族は、死亡労働者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 一 （略） 二 配偶者以外の者にあつては、死亡労働者等の死亡の当時において、次のイからニまでのいずれかに該当すること。 イ 父母又は祖父母については、五十五歳以上であること。 ロ・ハ （略） ニ イからハまでの要件に該当しない子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、厚生労働省令で定める障害の状態にあること。 三 死亡労働者等が施行日の前日の五年前の日（以下「特定日」という。）以前に死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から施行日までの間において、死亡労働者等が特定日の翌日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十七号。以下「平成二十年改正法」という。）の施行日の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から平成二十年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が平成二十年改正法の施行の日の五年前の日から施行日の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日までの間に	（特別遺族年金の受給者の範囲等） 第六十条 特別遺族年金を受けることができる遺族は、死亡労働者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 一 （略） 二 妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）以外の者にあつては、死亡労働者等の死亡の当時において、次のイからニまでのいずれかに該当すること。 イ 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）父母又は祖父母については、五十五歳以上であること。 ロ・ハ （略） ニ イからハまでの要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、厚生労働省令で定める障害の状態にあること。 三 死亡労働者等が施行日の前日の五年前の日（以下「特定日」という。）以前に死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から施行日までの間において、死亡労働者等が特定日の翌日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十七号。以下「平成二十年改正法」という。）の施行日の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から平成二十年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が平成二十年改正法の施行の日の五年前の日から施行日の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日までの間に

において、死亡労働者等が施行日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四百四号。以下「平成二十三年改正法」という。）の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から平成二十三年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が平成二十三年改正法の施行の日の五年前の日から十年経過日（施行日から十年を経過する日をいう。以下同じ。）の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日までの間において、死亡労働者等が十年経過日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第七十二号。以下「令和四年改正法」という。）の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から令和四年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が令和四年改正法の施行の日の五年前の日から二十年経過日の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日までの間において、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。

イ（二）（略）

ホ 前号ニの厚生労働省令で定める障害の状態にある子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたこと（父母又は祖父母については、死亡労働者等の死亡の当時五十五歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は死亡労働者等の死亡の当時五十五歳以上であつたときを除く。）。

2・3 （略）

（事業主等に対する報告の徴収等）

第七十三条 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に関し必要があると認めるときは、労災保険適用事業主又は徴収法第三十三条

において、死亡労働者等が施行日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四百四号。以下「平成二十三年改正法」という。）の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から平成二十三年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が平成二十三年改正法の施行の日の五年前の日から十年経過日（施行日から十年を経過する日をいう。以下同じ。）の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日までの間において、死亡労働者等が十年経過日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第七十二号。以下「令和四年改正法」という。）の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から令和四年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が令和四年改正法の施行の日の五年前の日から二十年経過日の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日までの間において、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。

イ（二）（略）

ホ 前号ニの厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたこと（夫、父母又は祖父母については、死亡労働者等の死亡の当時五十五歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は死亡労働者等の死亡の当時五十五歳以上であつたときを除く。）。

2・3 （略）

（事業主等に対する報告の徴収等）

第七十三条 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に関し必要があると認めるときは、労災保険適用事業主又は徴収法第三十三条

第三項に規定する労働保険事務組合若しくは労災保険法第三十五条第三項に規定する承認団体（以下「労働保険事務組合等」という。）に対し、報告、文書の提出又は出頭を求めることができる。 2 4 （略）	第三項の労働保険事務組合若しくは労災保険法第三十五条第一項に規定する団体（以下「労働保険事務組合等」という。）に対し、報告、文書の提出又は出頭を求めることができる。 2 4 （略）
--	--

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（時効） 第百十五条 この法律の規定による賃金の請求権はこれを行使することができる時から五年間、その他の請求権（この法律の規定による災害補償の請求権を除く。）はこれを行使することができる時から二年間行わない場合においては、時効によつて消滅する。 ② この法律の規定による災害補償の請求権は、これを行使することができるときから二年間行わない場合においては、時効によつて消滅する。ただし、この法律の規定による災害補償の原因である事故に係る疾病が、その性質上、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十七条、第七十九条又は第八十条に規定する災害補償の事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として政令で定めるものである場合には、当該災害補償の請求権については、この項本文中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。 附 則 第百四十三条 （略） ② （略） ③ 第百十五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「賃金の請求権はこれを行使することができる時から五年間」とあるのは、「退職手当の請求権はこれを行使することができる時から五年間、この法律の規定による賃金（退職手当を除く。）の請求権はこれを行使することができる時から三年間」とする。	（時効） 第百十五条 この法律の規定による賃金の請求権はこれを行使することができる時から五年間、この法律の規定による災害補償その他の請求権（賃金の請求権を除く。）はこれを行使することができる時から二年間行わない場合においては、時効によつて消滅する。 （新設） ② （略） ③ 第百十五条の規定の適用については、当分の間、同条中「賃金の請求権はこれを行使することができる時から五年間」とあるのは、「退職手当の請求権はこれを行使することができる時から五年間、この法律の規定による賃金（退職手当を除く。）の請求権はこれを行使することができる時から三年間」とする。 附 則 第百四十三条 （略） ② （略） ③ 第百十五条の規定の適用については、当分の間、同条中「賃金の請求権はこれを行使することができる時から五年間」とあるのは、「退職手当の請求権はこれを行使することができる時から五年間、この法律の規定による賃金（退職手当を除く。）の請求権はこれを行使することができる時から三年間」とする。

○ 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十三号）（抄）（第五条関係）【公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	附 則 第十二条 削除
改 正 前	附 則 （労働者災害補償保険の適用事業に関する暫定措置） 第十二条 次に掲げる事業以外の事業であつて、政令で定めるものは、当分の間、第二条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第三条第一項の適用事業としない。 一 第二条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第三条第一項に規定する事業 二 労働者災害補償保険法第三十五条第一項第三号の規定の適用を受ける者のうち同法第三十三条第三号又は第五号に掲げる者が行う当該事業又は当該作業に係る事業（その者が同法第三十五条第一項第三号の規定の適用を受けなくなつた後引き続き労働者を使用して行う事業を含む。）であつて、農業（畜産及び養蚕の事業を含む。）に該当するもの 前項の政令で定める事業は、任意適用事業とする。

○ 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）（抄）（附則第十三条関係）【公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（適用除外） 第七条 この法律は、次に掲げるものについては適用しない。 一 （略） 二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十一条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三百三十三条第一項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十七条第一項、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十七条第一項及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十八条の規定により徴収する延滞金	（適用除外） 第七条 この法律は、次に掲げるものについては適用しない。 一 （略） 二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十一条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三百三十三条第一項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十七条第一項、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十七条第一項及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十八条（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により徴収する延滞金
三〇六 （略）	三〇六 （略）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
附 則 （遺族補償年金に関する特例） 第四十三条 附則第四十五条の規定に基づき遺族補償年金を受けることができる遺族の範囲が改定されるまでの間、労働者の父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、労働者の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であつたもの（労働者災害補償保険法第十六条の二第一項第四号に規定する者であつて、同法第十六条の四第一項第六号に該当しないものを除く。）は、同法第十六条の二第一項の規定にかかわらず、同法の規定による遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、同法第十六条の四第二項中「各号のいずれか」とあるのは「各号（第六号を除く。）のいずれか」と、同法別表第一の遺族補償年金の項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百三十号）附則第四十三条第一項に規定する遺族であつて六十歳未満であるものを除く。）とする。」とする。 2 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、労働者災害補償保険法第十六条の二第一項に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とする。 3 （略）	附 則 （遺族補償年金に関する特例） 第四十三条 附則第四十五条の規定に基づき遺族補償年金を受けることができる遺族の範囲が改定されるまでの間、労働者の夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下次項において同じ。）、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、労働者の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であつたもの（労働者災害補償保険法第十六条の二第一項第四号に規定する者であつて、同法第十六条の四第一項第六号に該当しないものを除く。）は、同法第十六条の二第一項の規定にかかわらず、同法の規定による遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、同法第十六条の四第二項中「各号の一」とあるのは「各号の一（第六号を除く。）」と、同法別表第一の遺族補償年金の項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百三十号）附則第四十三条第一項に規定する遺族であつて六十歳未満であるものを除く。）とする。」とする。 2 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、労働者災害補償保険法第十六条の二第一項に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とする。 3 （略）

[

○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（抄）（附則第十六条関係）【令和九年四月一日施行】
（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第四十六条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。労働保険法第三十五条第三項に規定する承認団体（第四十八条において単に「承認団体」という。）が第三号又は第四号に該当する場合におけるその違反行為をした当該承認団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。 一 第二十三条第二項の規定に違反して雇用保険印紙を貼らず、又は消印しなかつたとき。 二 第二十四条の規定に違反して帳簿を備えて置かず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。 三 第四十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出したとき。 四 第四十三条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 第四十七条 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。 一 第三十六条の規定に違反して帳簿を備えて置かず、又は帳簿に労働保険事務に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。 二 第四十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは	第四十六条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。労働保険法第三十五条第一項に規定する団体が第三号又は第四号に該当する場合におけるその違反行為をした当該団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。 一 第二十三条第二項の規定に違反して雇用保険印紙を貼らず、又は消印しなかつた場合 二 第二十四条の規定に違反して帳簿を備えて置かず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合 三 第四十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合 四 第四十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合 第四十七条 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。 一 第三十六条の規定に違反して帳簿を備えて置かず、又は帳簿に労働保険事務に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合 二 第四十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは

は虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出したとき。

三 第四十三条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十八条 法人（法人でない労働保険事務組合及び承認団体を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない労働保険事務組合又は承認団体を処罰する場合においては、その代表者が訴訟行為につきその労働保険事務組合又は承認団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

は虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合。

三 第四十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合。

第四十八条 法人（法人でない労働保険事務組合及び労働災保険法第三十五条第一項に規定する団体を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない労働保険事務組合又は労働災保険法第三十五条第一項に規定する団体を処罰する場合においては、その代表者が訴訟行為につきその労働保険事務組合又は団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

○ 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）（抄）（附則第十七条関係）【公布日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（労災保険に係る保険関係の成立に関する経過措置） 第五条（略） 2 労災保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者の過半数が希望するときは、前項の申請をしなければならない。 3・4 （略）	（労災保険に係る保険関係の成立に関する経過措置） 第五条（略） 2 労災保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者（<u>船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）</u>第十七条の規定による船員保険の被保険者を除く。以下同じ。）の過半数が希望するときは、前項の申請をしなければならない。 3・4 （略）

○ 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抄）（附則第十八条関係）【公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日施行】（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第五条から第八条まで 削除	（労災保険に係る保険関係の成立に関する経過措置） 第五条 失業保険法等の一部改正法附則第十二条第一項に規定する事業（以下「労災保険暫定任意適用事業」という。）の事業主については、その者が労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の加入の申請をし、厚生労働大臣の認可があつた日に、その事業につき徴収法第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「労災保険に係る保険関係」という。）が成立する。 2 労災保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者の過半数が希望するときは、前項の申請をしなければなら ない。 3 第二条の規定による改正後の労災保険法（以下「新労災保険法」という。）第三条第一項の適用事業に該当する事業が労災保険暫定任意適用事業に至つたときは、その翌日に、その事業につき第一項の認可があつたものとみなす。 4 第一項の認可については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章の規定は、適用しない。 第六条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の労災保険法（以下「旧労災保険法」という。）第七条第一項の規定により保険関係が成立している事業であつて、労災保険暫定任意適用事業に該当するものについては、この法律の施行の日に、その事業につき前条第一項の認可があつたものとみなす。 2 この法律の施行の際現に旧労災保険法第九条の規定により保険関係が成立している事業であつて、労災保険暫定任意適用事業に

該当するものについては、この法律の施行の日に、その事業につき前条第一項の認可があつたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧労災保険法第十一条の二の承認に係る二以上の事業が徴収法第九条の労働省令で定める要件に該当しない場合における当該承認に係る各事業のうち、労災保険暫定任意適用事業に該当する事業については、この法律の施行の日に、その事業につき前条第一項の認可があつたものとみなす。

第七条 労災保険暫定任意適用事業に該当する事業が新労災保険法第三条第一項の適用事業に該当するに至つた場合その他厚生労働省令で定める場合における徴収法第三条の規定の適用については、同条中「その事業が開始された日」とあるのは、「その事業が開始された日又はその事業が同項の適用事業に該当するに至つた日」とする。

(労災保険に係る保険関係の消滅に関する経過措置)

第八条 第五条第一項若しくは第三項又は第六条の規定により労災保険に係る保険関係が成立している事業の事業主については、徴収法第五条の規定によるほか、その者が当該保険関係の消滅の申請をし、厚生労働大臣の認可があつた日の翌日に、その事業についての当該保険関係が消滅する。

2 前項の申請は、次の各号に該当する場合でなければ行うことができない。

一 当該事業に使用される労働者の過半数の同意を得ること。
二 第五条第一項又は第六条第一項の規定により労災保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、当該保険関係が成立した後一年を経過していること。

三 第十八条第一項若しくは第二項、第十八条の二第一項若しくは第二項又は第十八条の三第一項若しくは第二項の規定による保険給付が行われることとなつた労働者に係る事業にあつては、第十九条第一項の厚生労働省令で定める期間を経過している

(削る)

(有期事業に関する経過措置)

第十四条 事業の期間が予定される事業であつて、この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の労災保険法(以下「旧労災保険法」という。)の規定により保険関係が成立している事業については、次に定めるところによる。

一 当該事業を徴収法第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係及び徴収法第四条に規定する雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして徴収法を適用する。

二 (略)

(一般保険料率の特例に関する経過措置)

第十六条 (略)

(削る)

こと。

3 第六条第一項に規定する事業に関する前項第二号の規定の適用については、旧労災保険法の規定により保険関係が成立していた期間は、労災保険に係る保険関係が成立していた期間とみなす。

4 第五条第四項の規定は、第一項の認可について準用する。

(労災保険に係る保険関係の成立及び消滅に関する厚生労働大臣の権限の委任)

第八条の二 第五条第一項及び前条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その全部又は一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(有期事業に関する経過措置)

第十四条 事業の期間が予定される事業であつて、この法律の施行の際現に旧労災保険法の規定により保険関係が成立している事業については、次に定めるところによる。

一 当該事業を労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして徴収法を適用する。

二 (略)

(一般保険料率の特例に関する経過措置)

第十六条 (略)

2 第十八条第一項又は第二項の規定による保険給付が行なわれることとなつた労働者に係る事業に関する徴収法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「年金たる保険給付」とあるのは、「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)第十八条第一項又は第二項の規定による保険給付の額を除くものとし、

第十七条から第二十条まで
削除

年金たる保険給付」とする。

第十七条
削除

(労災保険の保険給付の特例に関する経過措置)

第十八条 政府は、当分の間、事業主の申請により、その者が労災保険に係る保険関係の成立前に発生した業務上の負傷又は疾病につき労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十五条の療養補償を行つてゐる労働者に関しても、当該負傷又は疾病が労災保険に係る保険関係の成立後に発生したものとみなして、労災保険法第三章第一節及び第二節の規定により、保険給付を行うことができる。

2 政府は、当分の間、事業主の申請により、その者が労災保険に係る保険関係の成立前に発生した業務上の負傷又は疾病につき労働基準法第七十五条の療養補償を行つてゐる労働者に対しても、当該療養補償を労災保険法の規定による療養補償給付とみなして、労災保険法第三章第一節及び第二節の規定により、傷病補償年金を支給することができる。

3 事業主は、その使用する労働者の過半数が希望する場合には、前二項の申請をしなければならない。

第十八条の二 政府は、当分の間、事業主の申請により、当該事業主の事業についての労災保険に係る保険関係の成立前に発生した雇用保険法等の一部を改正する法律(令和二年法律第十四号。以下この項において「令和二年改正法」という。)第二条の規定による改正後の労災保険法(以下この条において「改正後労災保険法」という。)第七条第一項第二号に規定する複数事業労働者(以下この条において「複数事業労働者」という。)の二以上の事業の業務を要因とする負傷又は疾病(令和二年改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に発生する負傷又は疾病に限る。以下この条において同じ。)につき療養を必要とするを認め

られる複数事業労働者に関しても、当該負傷又は疾病が労災保険に係る保険関係の成立後に発生したものとみなして、改正後労災保険法第三章第一節及び第二節の二の規定により保険給付を行うことができる。

2 政府は、当分の間、事業主の申請により、当該事業主の事業についての労災保険に係る保険関係の成立前に発生した複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする負傷又は疾病につき療養を必要とする状態が当該申請前に一年六箇月以上継続しており、かつ、労災保険法第十二条の八第三項第二号の厚生労働省令で定める傷病等級に該当すると認められる複数事業労働者に対しても、当該負傷又は疾病が労災保険に係る保険関係の成立後に発生したものとみなして、改正後労災保険法第三章第一節及び第二節の二の規定により、複数事業労働者傷病年金を支給することができる。

3 事業主は、その使用する労働者の過半数が希望する場合には、前二項の申請をしなければならない。

第十八条の三 政府は、当分の間、事業主の申請により、当該事業主の事業についての労災保険に係る保険関係の成立前に発生した通勤（労災保険法第七条第一項第三号の通勤をいう。次項において同じ。）による負傷又は疾病（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号）の施行の日以後に発生した事故に起因する負傷又は疾病に限る。次項において同じ。）につき療養を必要とする認められる労働者であつて、当該負傷又は疾病の原因である事故の発生した時において当該事業に使用されていたものに関しても、当該負傷又は疾病が労災保険に係る保険関係の成立後に発生したものとみなして、労災保険法第三章第一節及び第三節の規定により保険給付を行うことができる。

2 政府は、当分の間、事業主の申請により、当該事業主の事業についての労災保険に係る保険関係の成立前に発生した通勤による

負傷又は疾病につき療養を必要とする状態が当該申請前に一年六箇月以上継続しており、かつ、労災保険法第十二条の八第三項第二号の厚生労働省令で定める傷病等級に該当すると認められる労働者であつて、当該負傷又は疾病の原因となつた事故の発生した時において当該事業に使用されていたものに対しても、当該負傷又は疾病が労災保険に係る保険関係の成立後に発生したものとなり、労災保険法第三章第一節及び第三節の規定により、傷病年金を支給することができる。

3 事業主は、その使用する労働者の過半数が希望する場合には、前二項の申請をしなければならない。

第十九条 政府は、第十八条第一項若しくは第二項、第十八条の二第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により保険給付を行うこととなつた場合には、厚生労働省令で定める期間、当該事業主から、労働保険料のほか、特別保険料を徴収する。

2 前項の特別保険料の額は、賃金総額に当該保険給付に要する費用その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率を乗じて得た額とする。

3 徴収法第十一条第二項及び第三項、第十五条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第十六条、第十七条、第十八条、第十九条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第二十一条、第二十七条から第三十条まで、第三十七条、第四十一条から第四十三条まで並びに附則第十二条の規定は、第一項の特別保険料について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとす。

	第十一條	前項の「賃金總額」	失業保險法及び労働者災害補償保險法の一部を改正する法律及び勞
第二項			

第十五条 第一項	第十五条 第二項
保険関係が成立したものの については、当該保険関 係が成立した日（保険年 度の中途に労災保険法第 三十四条第一項の承認が あつた事業に係る第一種 特別加入保険料及び保険 年度の中途に労災保険法 第三十六条第一項の承認 があつた事業に係る第三 種特別加入保険料に関し ては、それぞれ当該承認 があつた日） 次号及び第三号の事業以 外の事業にあつては、そ の保険年度 保険関係が成立したもの については、当該保険関 係が成立した日から 保険関係が成立した日（ 当該保険関係が成立した 日の翌日以後に労災保険 法第三十四条第一項の承	働保険の保険料の徴収 等に関する法律の施行 に伴う関係法律の整備 等に関する法律（昭和 四十四年法律第八十五 号。以下「整備法」と いう。）第十九条第二 項の「賃金総額」 整備法第十九条第一項 の厚生労働省令で定め る期間（以下「徴収期 間」という。）が始ま つたものについては、 その始まつた日 その保険年度 徴収期間が始まつたも のについては、その始 まつた日から 徴収期間が始まつた日

第二項	当該保険関係が消滅した日前に労災保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に関しては、当該承認が取り消された日。次項において同じ。）	第十五条第一項第一号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間	徴収期間
第十九条第三項	保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日	徴収期間が経過したものについては、その経過した日	
第四十二条	あつては保険関係が消滅した日	あつては徴収期間が経過した日	
第四十三条	この法律	整備法第十八条、第十八条の二、第十八条の三及び第十九条の規定	
附則第十條第一項	第二十八条第一項	整備法第十九条第三項において準用する第二十八條第一項	
第二條			

第二十條 事業主が、次の各号のいずれかに該当するときは、六月

以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 前条第三項において準用する徴収法第四十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合
- 二 前条第三項において準用する徴収法第四十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答

(中小事業主等の特別加入に関する経過措置) 第二十一条 この法律の施行の際現に旧労災保険法第三十四条の十二第一項の承認を受けている事業主は、この法律の施行の日に、第二条の規定による改正後の労災保険法第二十八条第一項の承認を受けたものとみなす。 (削る)	(従前の労働者災害補償保険の保険料、保険給付等に関する経過措置) 第二十六条 (略) 2 この法律の施行前に生じた事故に係る労働者災害補償保険の保険給付及び当該保険給付に係る徴収金については、なお従前の例による。 3 (略)
2 人をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。 (中小事業主等の特別加入に関する経過措置) 第二十一条 この法律の施行の際現に旧労災保険法第三十四条の十二第一項の承認を受けている事業主は、この法律の施行の日に、新労災保険法第二十八条第一項の承認を受けたものとみなす。 2 労災保険暫定任意適用事業の事業主に関する労災保険法第三十条第一項及び第三十六条第一項の規定の適用については、労災保険法第三十四条第一項中「成立する保険関係」とあり、及び労災保険法第三十六条第一項中「保険関係」とあるのは、「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)第五条第一項若しくは第三項又は第六条の規定により成立する同法第五条第一項に規定する労災保険に係る保険関係」とする。 (従前の労災保険の保険料、保険給付等に関する経過措置) 第二十六条 (略) 2 この法律の施行前に生じた事故に係る労災保険の保険給付及び当該保険給付に係る徴収金については、なお従前の例による。 3 (略)	3 (略)

○ 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（抄）（附則第二十条関係）【公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（労働者災害補償保険法に関する経過措置等） 第四百十二条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。次条において「労災保険法」という。）の規定、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第三百十号。次条において「昭和四十年改正法」という。）附則第四十一条から第四十三条までの規定、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第八十八号。次条において「昭和四十五年改正法」という。）附則第三条の規定、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第一百五号。次条において「昭和四十九年改正法」という。）附則第二条第四項及び第四条第一項の規定並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十号）附則第十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十八条の規定による改正前の失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第十八条の規定は、沖縄の労働者災害補償保険法（千九百六十三年立法第七十八号）の規定の適用を受けていた労働者のこの法律の施行前に生じた業務上の事故に係る災害補償についても適用する。この場合において、この法律の施行前に支給事由の生じた保険給付の額その他必要な事項については、政令で特別の定めをすることができる。	（労働者災害補償保険法に関する経過措置等） 第四百十二条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。次条において「労災保険法」という。）の規定、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第三百十号。次条において「昭和四十年改正法」という。）附則第四十一条から第四十三条までの規定、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第八十八号。次条において「昭和四十五年改正法」という。）附則第三条の規定、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第一百五号。次条において「昭和四十九年改正法」という。）附則第二条第四項及び第四条第一項の規定並びに失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第十八条の規定は、沖縄の労働者災害補償保険法（千九百六十三年立法第七十八号）の規定の適用を受けていた労働者のこの法律の施行前に生じた業務上の事故に係る災害補償についても適用する。この場合において、この法律の施行前に支給事由の生じた保険給付の額その他必要な事項については、政令で特別の定めをすることができる。

○ 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号）（抄）（附則第二十一条関係）【令和九年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
附 則 （遺族年金に関する特例） 第五条 労働者の父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、労働者の通勤による死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であつたもの（労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）<u>第二十二條の四第三項において準用する労災保険法第十六條の二第一項第四号に規定する者であつて、労災保険法第二十二條の四第三項において準用する労災保険法第十六條の四第一項第六号に該当しないものを除く。</u>）は、労災保険法第二十二條の四第三項において準用する労災保険法第十六條の二第一項の規定にかかわらず、当分の間、労災保険法の規定による遺族年金を受けることができる遺族とする。この場合において、<u>労災保険法第二十二條の四第三項において準用する労災保険法第十六條の四第二項中「各号のいずれか」とあるのは「各号（第六号を除く。）のいずれか」と、</u>労災保険法別表第一の遺族補償年金の項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族年金を受けることができる遺族（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号）附則第五條第一項に規定する遺族であつて六十歳未満であるものを除く。）」とする。 2 （略）	附 則 （遺族年金に関する特例） 第五条 労働者の夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）<u>、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、労働者の通勤による死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であつたもの（労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第二十二條の四第三項において準用する労災保険法第十六條の二第一項第四号に規定する者であつて、労災保険法第二十二條の四第三項において準用する労災保険法第十六條の二第一項第六号に該当しないものを除く。）は、</u>労災保険法第二十二條の四第三項において準用する労災保険法第十六條の二第一項の規定にかかわらず、当分の間、労災保険法の規定による遺族年金を受けることができる遺族とする。この場合において、<u>労災保険法第二十二條の四第三項において準用する労災保険法第十六條の四第二項中「各号の一」とあるのは「各号の一（第六号を除く。）」と、</u>労災保険法別表第一の遺族補償年金の項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族年金を受けることができる遺族（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号）附則第五條第一項に規定する遺族であつて六十歳未満であるものを除く。）」とする。 2 （略）

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（附則第二十二条関係）【公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日施行】（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（歳入及び歳出） 第九十九条（略） 2 （略） 3 徴収勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下この節において「徴収法」という。）第十條第二項の労働保険料（以下この節において「労働保険料」という。） ロゝへ （略） 二 （略） （他の勘定への繰入れ） 第二百二条 徴収法第十條第二項第一号の一般保険料（以下この節において「一般保険料」という。）の額のうち徴収法第十二條第二項の労災保険率に應ずる部分の額、徴収法第十條第二項第二号の第一種特別加入保険料の額、同項第三号の第二種特別加入保険料の額及び同項第三号の二の第三種特別加入保険料の額並びに徴収勘定の附属雑収入の額のうち政令で定める額の合計額に相当する金額は、毎会計年度、徴収勘定から労災勘定に繰り入れるものとする。	（歳入及び歳出） 第九十九条（略） 2 （略） 3 徴収勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下この節において「徴収法」という。）第十條第二項の労働保険料（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第十九條第一項の特別保険料（以下この節において「労災保険の特別保険料」という。）を含む。以下この節において「労働保険料」という。）を ロゝへ （略） 二 （略） （他の勘定への繰入れ） 第二百二条 徴収法第十條第二項第一号の一般保険料（以下この節において「一般保険料」という。）の額のうち徴収法第十二條第二項の労災保険率に應ずる部分の額、徴収法第十條第二項第二号の第一種特別加入保険料の額、同項第三号の第二種特別加入保険料の額、同項第三号の二の第三種特別加入保険料の額及び労災保険の特別保険料の額並びに徴収勘定の附属雑収入の額のうち政令で定める額の合計額に相当する金額は、毎会計年度、徴収勘定から労災勘定に繰り入れるものとする。

2
・
3

(略)

2
・
3

(略)

改 正 後	改 正 前
附則 （複数事業労働者遺族年金に関する特例） 第七条 複数事業労働者（改正後労災保険法第七条第一項第二号に規定する複数事業労働者をいう。以下この項において同じ。）の父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であつたもの（改正後労災保険法第二十条の六第三項において準用する労働者災害補償保険法第十六条の二第一項第四号に規定する者であつて、改正後労災保険法第二十条の六第三項において準用する労働者災害補償保険法第十六条の四第一項第六号に該当しないものを除く。）は、改正後労災保険法第二十条の六第三項において準用する労働者災害補償保険法第十六条の二第一項の規定にかかわらず、当分の間、改正後労災保険法の規定による複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族とする。この場合において、改正後労災保険法第二十条の六第三項において準用する労働者災害補償保険法第十六条の四第二項中「前項各号のいずれか」とあるのは「前項各号（第六号を除く。）のいずれか」と、改正後労災保険法別表第一の遺族補償年金の項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族（雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十四号）附則第七条第一項に規定する遺族であつて六十歳未満であるものを除く。）とする。」とする。	附則 （複数事業労働者遺族年金に関する特例） 第七条 複数事業労働者（改正後労災保険法第七条第一項第二号に規定する複数事業労働者をいう。以下この項において同じ。）の夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であつたもの（改正後労災保険法第二十条の六第三項において準用する労働者災害補償保険法第十六条の二第一項第四号に規定する者であつて、改正後労災保険法第二十条の六第三項において準用する労働者災害補償保険法第十六条の四第一項第六号に該当しないものを除く。）は、改正後労災保険法第二十条の六第三項において準用する労働者災害補償保険法第十六条の二第一項の規定にかかわらず、当分の間、改正後労災保険法の規定による複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族とする。この場合において、改正後労災保険法第二十条の六第三項において準用する労働者災害補償保険法第十六条の四第二項中「前項各号の一」とあるのは「前項各号の一（第六号を除く。）」と、改正後労災保険法別表第一の遺族補償年金の項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族（雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十四号）附則第七条第一項に規定する遺族であつて六十歳未満であるものを除く。）とする。」とする。

[